

レジオネラ属菌実技講習会 参加要件

(旧：レジオネラ属菌検査精度管理サーベイ)

下記の 1. 使用要件、2. 使用承諾、および 3. 注意事項について了承頂けるご施設様に参加をお願いいたします。

1. 使用要件

- 1) 病原体のバイオセーフティーレベル（以下、BSL）規定について
国立感染症研究所の「病原体等の BSL 分類等」では、主にヒトを対象とする病原体等の評価から、実験室で取扱う際のレベルとして BSL1 から BSL4 まで規定されています。本講習会で使用するレジオネラ菌種は BSL2 に分類されます。本菌種を要因とするレジオネラ症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で四類感染症に分類される呼吸器感染症です。
- 2) 施設要件
 - ① 実験室内に、適切に管理された微生物試験を行う管理区域（BSL2 実験室）を有すること。
管理区域の出入口にはバイオハザードマークを表示すること。
 - ② 管理区域の出入口及び病原体保管庫は施錠ができる構造であること。
保管設備にはバイオハザードマークを標示すること。
 - ③ 消毒用の薬剤が常備されており、壁・床等の消毒が可能であること。
 - ④ 管理区域内もしくは実験施設内に、高圧蒸気滅菌装置、もしくはそれに準ずる滅菌設備を有すること。
 - ⑤ 検査工程上、エアロゾル発生の危険があることから、生物用安全キャビネットを有すること。
- 3) 作業従事者要件
 - ① 1 年に 1 回以上、病原体に関するセキュリティ&セーフティに関して教育を受けていること。
 - ② の要件を満たさない場合には、微生物試験に習熟しており十分な知識・技能を有すること。
あるいは微生物試験に習熟した人の指導のもとで試験を行うこと。

2. 実技講習会試料の使用承諾

- 1) 試料は、実技講習会の目的以外には使用しません。
- 2) 試料は、使用要件及び検査実施上の注意事項を厳守し使用します。
- 3) 試料及び使用後の容器類は、検査終了後、直ちに滅菌してから廃棄し、他への分与・放置・保存はしません。
- 4) 直接または間接的に発生する全ての出費・行動・環境汚染・健康被害・その他損失については、島津ダイアグノスティクス株式会社の責に基づく過失により発生した場合を除き、いかなる場合においても島津ダイアグノスティクス株式会社は責任を負いません。
- 5) 使用者は、菌種の所持・使用に関する日本国内で適用される全ての法令・条例及び規則を順守する責任を負うことに同意します。

3. 注意事項

予告なく実施スケジュールが変更となることがあります。変更後のスケジュールは、メール等にてご連絡をいたします。

以上